

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「豊の川・豊の海」水環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大分市

3 地域再生計画の区域

大分市の全域

4 地域再生計画の目標

大分市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は別府湾、東は豊後水道に面しており、西から南にかけては、ニホンザルの生息地として有名な高崎山をはじめ鎧ヶ岳、九六位山、樅木山などの緑の山々が連なり、これらを縫うように一級河川大野川や大分川が南北に貫流しながら別府湾に注ぎ、自然と都市が共存する優れた都市環境を有した人口460,849人（平成17年4月1日現在）、面積501.1平方キロメートルの東九州の中核都市である。

市内を流れる一級河川大野川、大分川は水量も豊富で河川敷では四季を通じ散策やスポーツを行う市民も多い。また、親と子の水辺教室、探鳥会や自然観察等の活動の場にもなっており、親しみとやすらぎの場として多くの市民に利用されている。

さらに、両河川は市民が生活する上で欠くことのできない上水道の水源でもあることから、大分市民にとって重要な河川となっている。

しかし、近年の都市化の進展に伴う人口の増加や生活様式の変化に伴い、未処理の生活排水が流入するとともに河川の汚濁が進み、水生生物の減少や水質の安全性が脅かされる状況となっている。また、閉鎖性水域である別府湾では富栄養化現象が進み、赤潮の発生が増加する傾向にあり、計画的・総合的な水質汚濁防止への取り組みが必要となってきた。

これまで本市では、生活排水を処理し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、昭和41年からは市街化区域内の公共下水道認可区域において公共下水道事業を、さらに昭和63年からは公共下水道認可区域外を対象に浄化槽設置整備事業（個人設置型）を展開してきた。

その結果、平成16年度末の汚水処理人口普及率は65.6%を達成したが、全国平均の79.4%に比べると依然低い状況である。

市ではこれらの課題により積極的に対応していくため、都市計画マスタープランを策定し、自然環境の保全や生活環境の整備を図る方針である。その一環として、本交付金事業により、生活排水処理対策に効果的な公共下水道の整備及び浄化槽設置補助の促進を一体的に進め、河川等の水質改善、別府湾での赤潮発生の減少等を目指す。

こうした取り組みは、豊かな自然の回復による自然と人との共生の場を増やすなどの生活環境の改善効果だけでなく、全国的に有名な「関さば・関アジ」に代表される豊かな別府湾の再生にも大きく寄与し、地元水産業の活性化につながるものと考えられる。

また、古くから地域経済を支えてきた水産業のほかに、周辺の自然環境を活用した観光産業の振興にも取り組む。具体的には、高崎山自然動物園や大分マリンパレス水族館「うみたまご」、田ノ浦海水浴場といった自然環境を活かした観光スポットが多く存在する大分市西部海岸線を“湾岸レジャーゾーン”と位置付け、「田ノ

浦海岸環境整備事業」及び「高崎山海岸線総合整備事業」を通じて週伽力を高め、市民はもとより訪れる観光客が様々な自然や生き物に触れ合いながら交流できる新たな空間の創造を目指し、やすらぎとうるおいのある水辺環境の推進と地域の活性化の実現につなげる。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を65.6%から74.0%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市街化区域における公共下水道認可区域については、公共下水道事業を展開し、その他の市内全域や公共下水道認可区域において当分の間(7年間)下水道整備が見込まれない区域は、生活排水の適切な処理を図るため、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を推進し、河川等の水質向上に努める。

また、浄化槽設置整備事業(個人設置型)は、本市独自の補助金を上乗せすることにより、合併処理浄化槽への設置替えを促進し、汚濁負荷量の一層の軽減を図る。

なお、公共下水道については、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により昭和41年12月28日に認可を受けた後、区域拡大を経て、平成20年5月30日に最終の変更認可を取得済である。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業
整備個所等は別添の整備個所を示した図面による。

【事業主体】

- ・大分市

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

【事業区域】

- ・公共下水道 大分市公共下水道認可区域全域
- ・浄化槽 大分市公共下水道認可区域を除く市内全域(ただし、大分市公共下水道認可区域において当分の間(7年間)下水道整備が見込まれない区域も含む。)

【事業期間】

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽 平成17年度～平成21年度

【整備量】

- ・公共下水道
計画人口 27,447人

終末処理場 5箇所
 管渠 φ200～1,000mm
 L=100,670m
 (うち、交付金対象事業 L=38,210m)

- ・浄化槽（個人設置型）
 - 計画人口 9,733人
 - 浄化槽
 - 5人槽 1,485基
 - 6～7人槽 254基
 - 8～10人槽 53基
 - 合計 1,792基

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	計
H17	329	66	13	408
H18	289	47	10	346
H19	289	47	10	346
H20	289	47	10	346
H21	289	47	10	346
総計	1,485	254	53	1,792

【事業費】

- ・公共下水道
 - 事業費 12,154,000千円
 - (うち 交付金 6,272,400千円)
 - 単独事業費 7,168,000千円
 - 内訳
 - 管渠事業費(1/2) 8,048,000千円
 - (うち 交付金 4,024,000千円)
 - 処理場事業費(1/2) 198,000千円
 - (うち 交付金 99,000千円)
 - 処理場事業費(5.5/10) 3,908,000千円
 - (うち 交付金 2,149,400千円)
- ・浄化槽
 - 事業費 657,591千円
 - (うち 交付金 219,197千円)
 - 単独事業費 141,780千円

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、やすらぎとうるおいのあるまちづくりを目指すために以下の事業を行うものとする。

・田ノ浦海岸環境整備事業

昭和30年代まで大分と別府両市民の海水浴、磯遊びの場として親しまれていた田ノ浦海水浴場を復活させるとともに、交通渋滞の解消を図るための国道10号線の拡幅、さらに高波の被害を食い止めるためのミニ人工島を平成3年から平成15年まで行ってきた。

この事業により、自然と人との共生の場、四季の生態系や景観に配慮した美

- しい、自然豊かな海岸線ができ、市民の憩いの場となっている。
- ・高崎山海岸線総合整備事業
田ノ浦海岸環境整備事業とともに国道 10 号線の拡幅や、海岸線の埋立てによる駐車場の整備、レストハウス、大分マリンパレス水族館の建替えを平成 11 年より行っている。この事業により、高崎山自然動物園とともに観光レクリエーションや学習の場として県内外の観光客の増加を目指す。
 - ・浄化槽設置整備事業
平成 17 年度より既設みなし浄化槽等から合併処理浄化槽への設置替えを促進するため 85 千円上乗せ補助を行っている。
今年度は交付金で 408 基の設置替えを予定しており、今後の事業を継続し、年間 346 基を目標としている。
 - ・住吉川浄化対策推進事業
昭和 63 年 10 月住吉川浄化推進協議会が発足し、「住吉川を浄化し、やすらぎとうるおいのある水辺環境づくりの推進」を目標に公共下水道の整備、浄化槽設置整備事業（個人設置型）を促進し、浄化対策に取り組んできている。
さらに、平成 7 年度からは「ホタル育成事業」を開始し、ホタルの餌となるカワニナ及びホタルの幼虫を放流している。今後もこの事業により、やすらぎとうるおいのある水辺環境の推進を図る。
 - ・フレッシュアップ府内城
昭和 60 年からアメニティ下水道モデル事業として、弁天終末処理場の処理水を活用し、市中心部に位置する府内城社公園の堀の浄化及び中島雨水幹線のせせらぎを回復させる。堀には魚の泳ぐ姿も見られるようになり、水辺で楽しく遊ぶ子供たちや散策する人が増え、親しみのある堀として、市民の憩いの場となっている。
今後も市民に親しみのある堀として利用してもらうためにも、日常管理を十分行い、やすらぎとうるおいのある水環境の保全を図る。
 - ・普及啓発の活動
親と子の水辺教室、自然観察会、生活排水学習会、わくわく下水道探検隊による体験学習等を実施し、市民に生活排水対策に対するより一層の普及啓発を図る。

6 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4 に示す数値を目標に照らし状況を調査、下水道計画課で評価を行った後、大分市のホームページに掲載し、公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし